

【目的】

標準規格を作成するにあたり、その規格の一部に会員あるいは会員外の特許権および実用新案権（以下、総称して「特許権等」という）に係わるものがあった場合の方針とその特許権等に関する扱いを定めたものです。

【ポリシーの趣旨について】

本フォーラム標準の内容の全部または一部に本会員の特許権等の対象が含まれる場合であっても、本フォーラム標準の普及を図るため、可能な限り、当該特許権等が万人に無償で使用できることが望ましいものと考えます。しかしながら、他方で、特許権等尊重の立場も踏まえ、本会員の方々に過度の負担を求めることがありません。

以上の立場を前提にして、本フォーラムは、本フォーラム標準等の内容の全部または一部に特許権等の対象が含まれる場合の取扱いの基本指針を以下のとおり制定します。

【具体的な規則】

第1章 総則

第1条 定義規定

1. 本フォーラム

T-Engine フォーラム（ユビキタス ID センターを含む）をいう。

2. 本フォーラム標準

標準化委員会でその範囲が決定され、本フォーラムにおいて制定する T-Engine およびユビキタス・ID センター、ucode に係わる標準及び仕様書をいう。

3. ワーキンググループ案

本フォーラム標準を作成するワーキンググループでワーキンググループ案として決定されたものをいう。

4. 本フォーラム標準の最終原案

ワーキンググループ案について I P R 宣言の確認をし、標準化委員会による審議を終えた標準案をいう。

5. 必須クレーム

特許権または実用新案権（いずれも出願公開後のものを含む）のクレームで、本フォーラム標準を実施するための技術的に可能な非侵害代替手段が存在しないため、その実施により特許権または実用新案権の侵害を生じさせるものをいう。

6. 本会員

本フォーラムの定款に定める会員、役員及び事務局員をいう。

7. ワーキンググループ参加の本会員

ワーキンググループ案の決定前に当該ワーキンググループに参加した本会員は、当該ワーキンググループ案に関して、一律に「ワーキンググループ参加の本会員」とみなす。

8. I P R 保有者

必須クレームにかかる特許権または実用新案権の保有者をいう。

9. 本フォーラム標準の制定

- (1) 本フォーラム標準の最終原案が幹事会で承認されたときをいう。
- (2) 本フォーラム標準の新規制定または改定のことを総称する。

10. 本フォーラム標準の使用

次の 2 つの要件をともに満たす場合をいい、当該要件を満たす者を「本フォーラム標準の使用者」という。

- (1) 製造（第三者による製造も含む）、使用、輸入、販売、貸与、販売の勧誘、その他処分する製品の全部または一部が本フォーラム標準に完全に準拠していること。
- (2) (1)に定める製品の製造（第三者による製造も含む）、使用、輸入、販売、貸与、販売の勧誘、その他処分に際し、本フォーラムが指定した表示をしてであること。

11. 本許諾条件

次に掲げる許諾条件のことをいう。

- (1) I P R 保有者は、本会員か非会員かを問わず本フォーラム標準の使用者に対し、本フォーラム標準の使用の範囲において、当該必須クレームについて一切の権利主張をせず、無条件で当該必須クレームの実施を許諾する。
- (2) I P R 保有者は、本会員か非会員かを問わず本フォーラム標準の使用者に対し、本フォーラム標準の使用の範囲において、合理的な条件の下にかつ非差別的に、以下のいずれかの方法により、当該必須クレームの実施を許諾する。
 - ① 本フォーラムまたは本フォーラムが委託した第三者が一括して権利処理する。
 - ② 個別契約に委ねる。
 - ③ 既に存在する標準化団体等の処理に従う。
- (3) I P R 保有者は、当該必須クレームについて、上記(1)および(2)のいずれも選択しない。

第2章 I P R 保有者の可能な宣言内容

第2条 本フォーラム標準の制定前の段階

1. ワーキンググループ案の内容の全部または一部が当該「ワーキンググループ参加の本会員」の保有する必須クレームに係る権利の対象（以下、「必須クレーム対象部分」という）に含まれる場合において、当該「ワーキンググループ参加の本会員」の I P R 保有者は、本許諾条件のうち (1) または(2)の①から③を宣言することができる。ただし、(2)を宣言する場合、そのうち①から③のいずれを宣言するかは、本フォーラム標準の制定後 2 週間以内に行なえばよい。
2. ワーキンググループ案の内容の全部または一部が当該「ワーキンググループ参加の本会員」以外の本会員（以下、「ワーキンググループ非参加の本会員」という）の保有する必須クレーム対象部分に含まれる場合において、当該「ワーキンググループ非参加の本会員」の I P R 保有者は、本許諾条件の(1)、(2) の①から③、または(3)のいずれかを宣言することができる。ただし、(2)を宣言する場合、そのうち①から③のいずれを宣言するかは、本フォーラム標準の制定後 2 週間以内に行なえばよい。
3. I P R 保有者で、ワーキンググループ内でワーキンググループ案の決定前に当該ワーキンググループから退会した本会員は、ワーキンググループ案のうち、退会の時点における作成中のワーキンググループ案の中に存在していた部分については第1項と同様とし、それ以外の部分については第2項と同様とする。
4. 前項の「退会の時点における作成中のワーキンググループ案の中に存在していた部分」かどうかが争いになった場合、本フォーラムのワーキンググループの議事録などの文書に基づいて I P R 委員会が判断する。

第3条 本フォーラム標準の制定後の段階

1. 本フォーラム標準の制定後において、その内容の全部または一部が当該「ワーキンググループ参加の本会員」の保有する必須クレーム対象部分に含まれることが判明した場合、第2条1項と同様とする。
2. 本フォーラム標準の制定後において、その内容の全部または一部が当該「ワーキンググループ非

参加の本会員」の保有する必須クレーム対象部分に含まれることが判明した場合、第2条2項と同様とする。ただし、信義誠実に反すると認められる特別の事情があるときは、本許諾条件の(3)の宣言は許されない。

3. 本フォーラム標準の制定後において、その内容の全部または一部が本会員以外の者の保有する必須クレーム対象部分に含まれることが判明した場合、IPR保有者は、本許諾条件の(1)、(2)、(3)のいずれかを宣言することができる。

第4条 レシプロシティ

1. 本会員か非会員かを問わず本フォーラム標準の使用者が、本フォーラム標準の内容の全部または一部が対象となる必須クレームに係る権利を保有し、かつ当該必須クレームに係る権利について本章のIPR宣言において本許諾条件の(3)を宣言した場合（IPR宣言をしないで当該必須クレームに係る権利に基づき特許権または実用新案権の侵害を主張した場合を含む）には、本許諾条件の(1)または(2)を宣言したIPR保有者は当該使用者を当該宣言の対象者から除外することができる。

2. 本会員か非会員かを問わず本フォーラム標準の使用者が、本会員に対して特許権、実用新案権の訴訟または紛争を提起し、もしくは提起する恐れがある場合には、本許諾条件の(1)または(2)を宣言した当該会員は、当該使用者を当該宣言の対象者から除外することができる。

第3章 標準の採択の有無

第5条 本フォーラム標準の制定前の段階

1. 本フォーラムは、第2条1項において、IPR保有者が本許諾条件の(1)、(2)①または(2)②のいずれかを宣言したとき、必須クレーム対象部分を本フォーラム標準の最終原案に含め、(2)③を宣言したとき、必須クレーム対象部分を本フォーラム標準の最終原案から除外する。ただし、標準化委員会がこれを本フォーラム標準の最終原案とすることを了承した場合は採択するものとする。
2. 本フォーラムは、第2条2項において、IPR保有者が本許諾条件の(1)、(2)①または(2)②のいずれかを宣言したとき、必須クレーム対象部分を本フォーラム標準の最終原案に含め、それ以外を宣言したとき、必須クレーム対象部分を本フォーラム標準の最終原案から除外する。ただし、(2)③の選択に対し、標準化委員会がこれを本フォーラム標準の最終原案とすることを了承した場合は採択するものとする。

第6条 本フォーラム標準の制定後の段階

1. 本フォーラムは、第3条1項において、IPR保有者が本許諾条件の(1)、(2)①または(2)②のいずれかを宣言したとき、必須クレーム対象部分を本フォーラム標準とし、(2)③を宣言したとき、必須クレーム対象部分を本フォーラム標準から除外する。ただし、標準化委員会がこれを本フォーラム標準とすることを了承した場合は採択するものとする。
2. 本フォーラムは、第3条2項において、IPR保有者が本許諾条件の(1)、(2)①または(2)②のいずれかを宣言したとき、必須クレーム対象部分を本フォーラム標準とし、それ以外を宣言したとき、必須クレーム対象部分を本フォーラム標準から除外する。ただし、(2)③の選択に対し、標準化委員会がこれを本フォーラム標準とすることを了承した場合は採択するものとする。
3. 本フォーラムは、第3条3項において、IPR保有者が本許諾条件の(1)、(2)①または(2)②のいずれかを宣言したとき、必須クレーム対象部分を本フォーラム標準とし、それ以外を宣言したとき、必須クレーム対象部分を本フォーラム標準から除外する。ただし、(2)③の選択に対し、標準化委員会がこれを本フォーラム標準とすることを了承した場合は採択するものとする。

第4章 全般

第7条 本フォーラムの責任

本フォーラムは、ワーキンググループ案および本フォーラム標準について、IPR保有者を確認する義務はなく、また必須クレームに関する一切の紛争に対してその責任を有しない。ただし、必須クレームに関する紛争に関して、本会員より協力の要請があった場合、本フォーラムは、可能な範囲で協力する。

第8条 本会員の義務

本会員は、ワーキンググループ案および本フォーラム標準の内容の全部または一部が自己の必須クレーム対象部分に含まれるか否かについて確認する義務はない。

第9条 ワーキンググループ案が採択されなかった場合

ワーキンググループ案が本フォーラム標準とならなかった場合、IPR保有者の第2条の宣言は最初からなかったものとみなす。

第10条 必須クレームに係る権利の譲渡の効力

1. 本会員は、本宣言書の提出後に、IPR保有者として有する必須クレームに係る権利を営業譲渡その他の理由により第三者に譲渡する場合、本宣言書の提出により発生した義務も当該第三者に承継させるものとする。
2. 本会員は、本宣言書の提出前に、IPR保有者として有する必須クレームに係る権利を営業譲渡その他の理由により第三者に譲渡する場合、本IPRポリシーにより発生する義務も当該第三者に承継させるものとする。

第11条 退会後の効力

1. 本会員が第2章に定めた手続に従って行なった宣言は、当該会員が本フォーラムを退会したのちも有効に存続する。

第12条 手 続

1. ワーキンググループ案の内容の全部または一部が必須クレーム対象部分に含まれる場合の具体的な手續は、「IPRポリシーについての運用細則」に定める。
2. 本IPRポリシーの細目事項については「IPRポリシーについての運用細則」に定める。

第13条 IPRポリシーの成立・発効

1. 本IPRポリシーは、2005年3月4日に成立し、本IPRポリシーの成立から4週間経過した同年4月1日より発効する。本IPRポリシーが成立した同年3月4日時点における本会員は、本IPRポリシーを承認できないときには本IPRポリシーの成立から4週間以内にその旨を書面にて会長まで提出するものとし、この場合、当該会員は会員規則に定める機密保持義務を負って本フォーラムから退会する。前記書面を提出しなかった本会員および本IPRポリシーの成立以降に入会した本会員は、本IPRポリシーを承認したものとみなす。
2. 前項により本IPRポリシーを承認した本会員は、本IPRポリシー発効までに作成された本フォーラム標準について、第2章以下に定める宣言を行なう。ただし、その宣言期間など具体的な手續は、幹事会により別に定める。

第14条 IPRポリシーの改定

1. 本IPRポリシーに関して疑義または事情変更が生じた場合、あるいは本IPRポリシーに定め

ていない問題が発生した場合、本フォーラムは関係者と協議のうえ信義誠実の原則に従い解決する。

2. 本 I P R ポリシーに関して補足または改正を行なう場合は、文書をもって行ない、第 13 条 1 項に準ずる手続きを経て成立後すみやかに本フォーラムの内外に公開する。

以 上

別 紙

I P R ポリシー一覧表

第2章 I P R 保有者の可能な宣言内容

第2条 本フォーラム標準の制定前の段階

○：宣言できる ×：宣言できない

	(1)	(2)①	(2)②	(2)③	(3)
「当該WG」参加の会員	○	○	○	○	×
「当該WG」非参加の会員	○	○	○	○	○

第3条 本フォーラム標準の制定後の段階

○：宣言できる ×：宣言できない △：権利濫用の場合は宣言できない

	(1)	(2)①	(2)②	(2)③	(3)
「当該WG」参加の会員	○	○	○	○	×
「当該WG」非参加の会員	○	○	○	○	△
非会員	○	○	○	○	○

第6章 標準の採択の有無

第5条 本フォーラム標準の制定前の段階

○：採択する ×：採択しない △：標準化委員会で認めた場合採択する

	(1)	(2)①	(2)②	(2)③	(3)
「当該WG」参加の会員	○	○	○	△	×
「当該WG」非参加の会員	○	○	○	△	×

第6条 本フォーラム標準の制定後の段階

○：採択する ×：採択しない △：標準化委員会で認めた場合採択する

	(1)	(2)①	(2)②	(2)③	(3)
「当該WG」参加の会員	○	○	○	△	×
「当該WG」非参加の会員	○	○	○	△	×
非会員	○	○	○	△	×